

安芸太田町上下水道料金審議会 (第1回)

日時：令和7年8月4日（月） 10：00～

場所：安芸太田町役場 2階 大集会室

次第

1. 審議会の趣旨
2. 安芸太田町の水道事業
3. 経営戦略の検討状況
4. 今後の施設整備
5. 次回の審議内容

1. 審議会の趣旨

(1) 趣旨

水道事業は、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること（水道法第1条）」を目的とし、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない（地方公営企業法第3条）」とあり、「**経済性**」と「**公共性**」を基本原則に経営することとされています。

本町の簡易水道事業は、人口減少に伴い今後の水需要の増加は見込めない一方、施設の老朽化に伴い更新費用（建設改良費）の増大が見込まれています。

水道は、住民が生活する上で**必要不可欠なインフラ**であり、断水等による機能不全は住民生活等に与える影響も大きくなり、将来にわたって経営の健全性を維持していくためには、**料金改定**は避けて通れない課題となっています。

このため、**健全な水道事業経営**を支える**適正な水道料金**のあり方について幅広く意見を伺うとともに、水道料金の見直しについて審議いただくものです。

(2) スケジュール

区分	日程	審議事項	備考
第1回	8月4日	審議会趣旨 水道事業 経営戦略検討状況 等	審議会へ諮問
第2回	9月下旬	料金改定案 料金改定方法 等	
第3回	11月下旬	料金改定方向性 等	
第4回	1月下旬	答申内容（料金改定） 等	審議会から答申

2.安芸太田町の水道事業

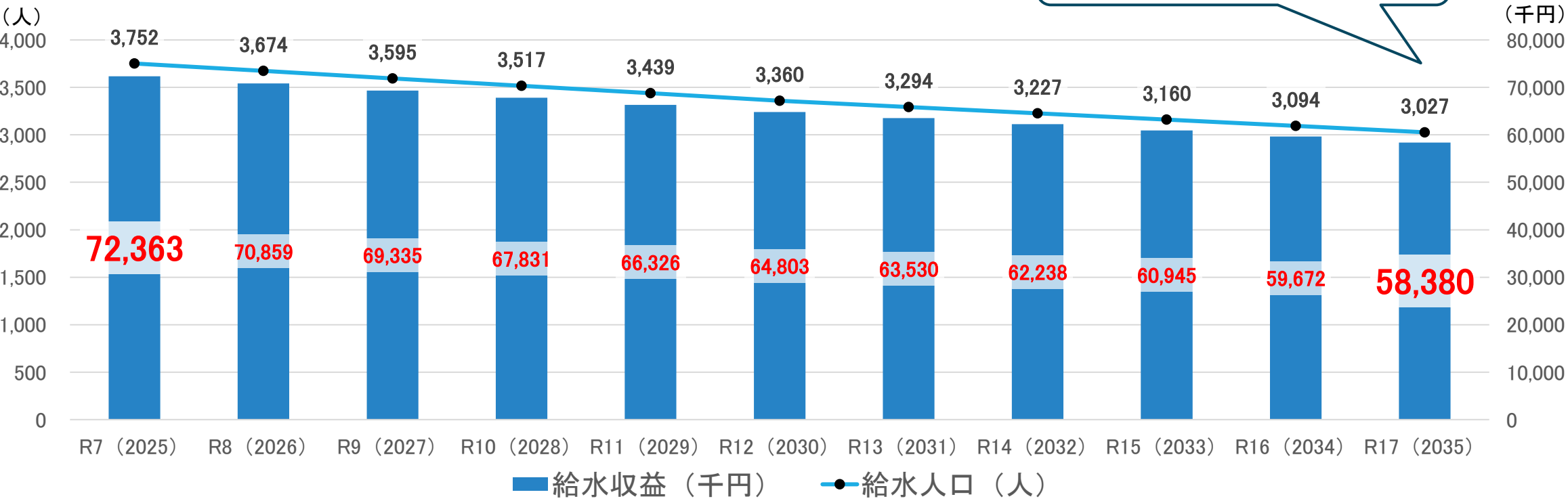
(1) 給水状況

給水人口は3,874人で町内の**73.2%**の方が町水道を利用されている。
料金収入の対象となる有収水量は429,663m³で総配水量の**54.0%**となっている。
(令和6年度実績)

町内総人口	5,293人	年間総配水量	794,996m ³
給水人口	3,874人 (73.2%)	年間総有収水量	429,663m³ (54.0%)
給水戸数	2,569戸		

料金収入の対象

給水人口・給水収益
10年間の減少率 **△19.3%**



(2) 施設・管路の状況

本町は、山間地域が多く給水区域も点在していることから、小規模な施設が数多く存在している。
浄水場や配水池などの水道施設104ヶ所、管路延長は約153kmある。

水道施設	取水・導水施設	32 ヶ所	管路	導水管	3,220 m
	浄水施設	23 ヶ所		送水管	8,807 m
	配水池・調整池	35 ヶ所		配水管	140,705 m
	加圧ポンプ所・減圧弁	14 ヶ所		計	152,732 m
	計	104 ヶ所	(うち40年以上経過 74,823 m)		

(うち60年以上経過 20 ヶ所)

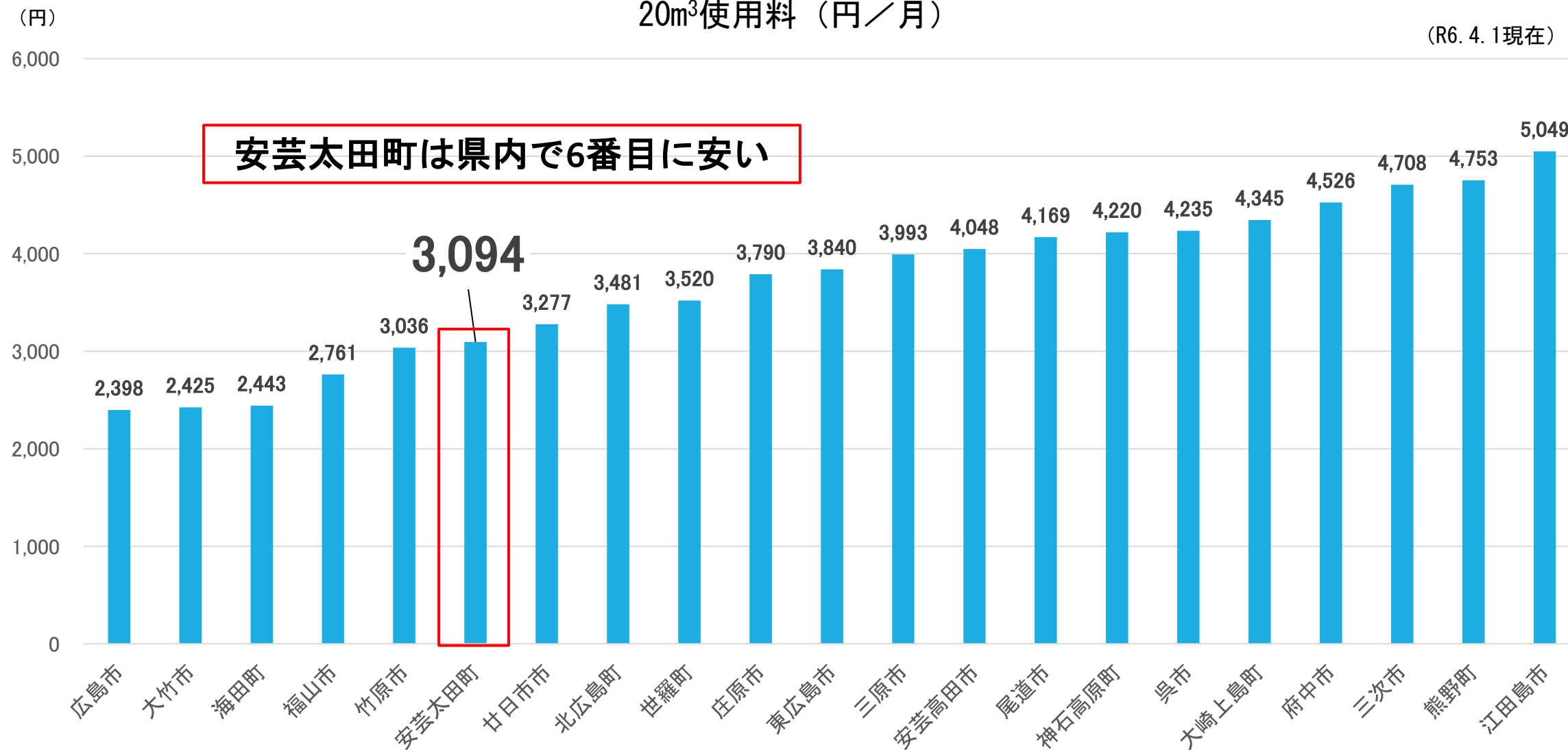
今後10年間の

・事業費	1,593.9百万円	} 合計額 996.0百万円
・起債借入額	557.6百万円	
・過年度起債償還額	438.4百万円	

(3) 水道料金

県内水道事業体の料金
20m³使用料 (円/月)

(R6. 4. 1現在)



3.経営戦略の検討状況

(1) 戦略の位置づけ

将来にわたって安定的に事業を継続していくための
中長期的な経営の基本計画

改定時期：令和7年度

計画期間：令和8年度～令和17年度

※今後40年間の推計に基づく10年間の計画

(2) 今後の見通し

給水人口の減少に伴い、今後40年間で給水収益は半減する見込みである。

一方で、これまでの給水システムを持続するために、現時点で更新時期を迎えている全ての管路更新、施設（設備含む）を更新時期に順次更新していくと、40年後には、水道利用者一人当たりの起債残高は現在の1.77倍に増加すると見込まれる。

また、水道事業の運営費用に対する料金収入の割合も低下傾向となり、補助金等による補填に頼らざるを得ない状況が続くため、事業の持続可能性に大きく影響を及ぼす可能性がある。

このため、安定的な収入確保に向けた「水道料金の見直し」と長期的な投資削減に向けた「施設の適正化」の検討・対応が急務である。

	R 7 (現在)	R 1 7 (10年後)	R 4 7 (40年後)	R 7 ~ R 4 7 (増減率)
給水人口	3,752人	3,027人	1,793人	▲52%
給水収益	72,363千円	58,380千円	34,581千円	▲52%
一人当たり起債残高	136千円	151千円	241千円	77%

(3) 基本方針（経営戦略の柱）

ヒト	モノ	カネ
■人材の確保・育成 ■住民との協働	■更新範囲基準 ■漏水削減	■安定した収入確保 ■費用の削減
•水道業者の確保 •職員の確保・育成 •材料の確保（在庫） •緊急時の対応 •他市町との連携 •設計・施工一括発注の検討	•使用年数基準設定 •重要施設までの耐震化 •緊急性の高い管路更新 •多様な給水方法の検討 •漏水調査	•料金改定 •他会計補助金ルール化 •起債償還期間 •業務の効率化

将来にわたり安全な水を安心して飲める町

4. 今後の施設整備

(1) 基本的な考え方

●法定耐用年数から使用年数基準へ

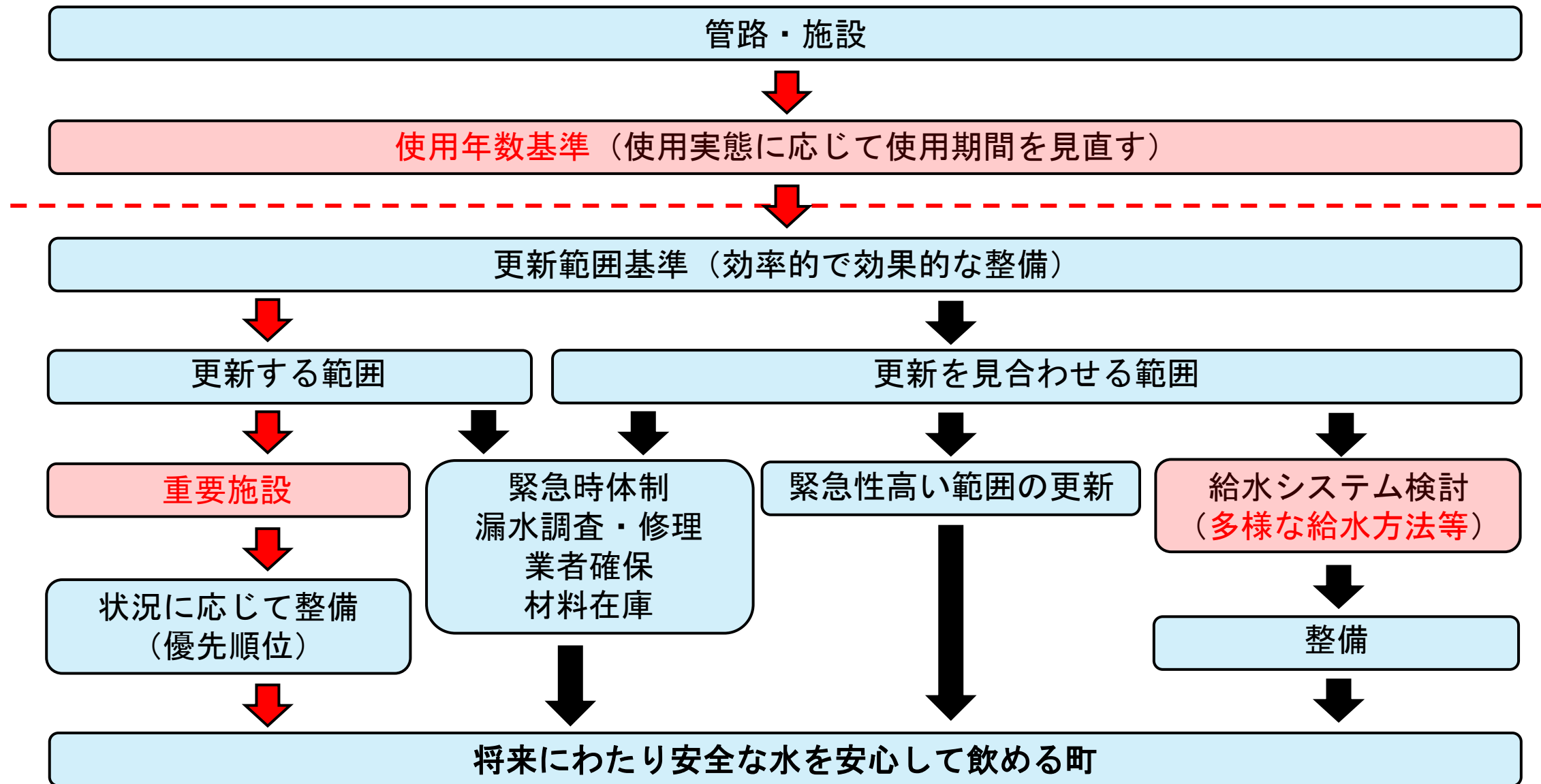
水道施設・管路が実際に使用できる年数は、老朽化状況、漏水事故の発生状況等からみても法定耐用年数より長いと考えられる。よって、法定耐用年数とは別に**水道施設・管路の使用年数基準**を定め、将来の更新需要の平準化に取り組む。

●更新範囲の重点化（耐震化）

使用年数基準であっても、これまでの給水システムを持続するために今後必要となる事業費は、今後40年間では約62億円が見込まれ、すべての対象施設を更新することは現実的ではない。このため、上下水道耐震化計画を踏まえ、中長期的な財政収支見通しなどを見据えた効率的で効果的な事業運営を行うべく、今後10年間は**重要施設（避難所等）までの配水管の更新**を重点的に進めていく。

●多様な給水方法の検討

更新を見合わせる範囲においても、緊急時対応、漏水対応（調査、修理）等の体制を整えつつ、必要に応じて個別浄水装置の導入等、**多様な給水方法についての検討**も進める。



(2) 整備の前提

●管路

直近10年間で重要施設までの管路を更新 ※上下水道耐震化計画に基づく重要施設
その後、給水人口の推移や漏水状況などを踏まえ、順次更新

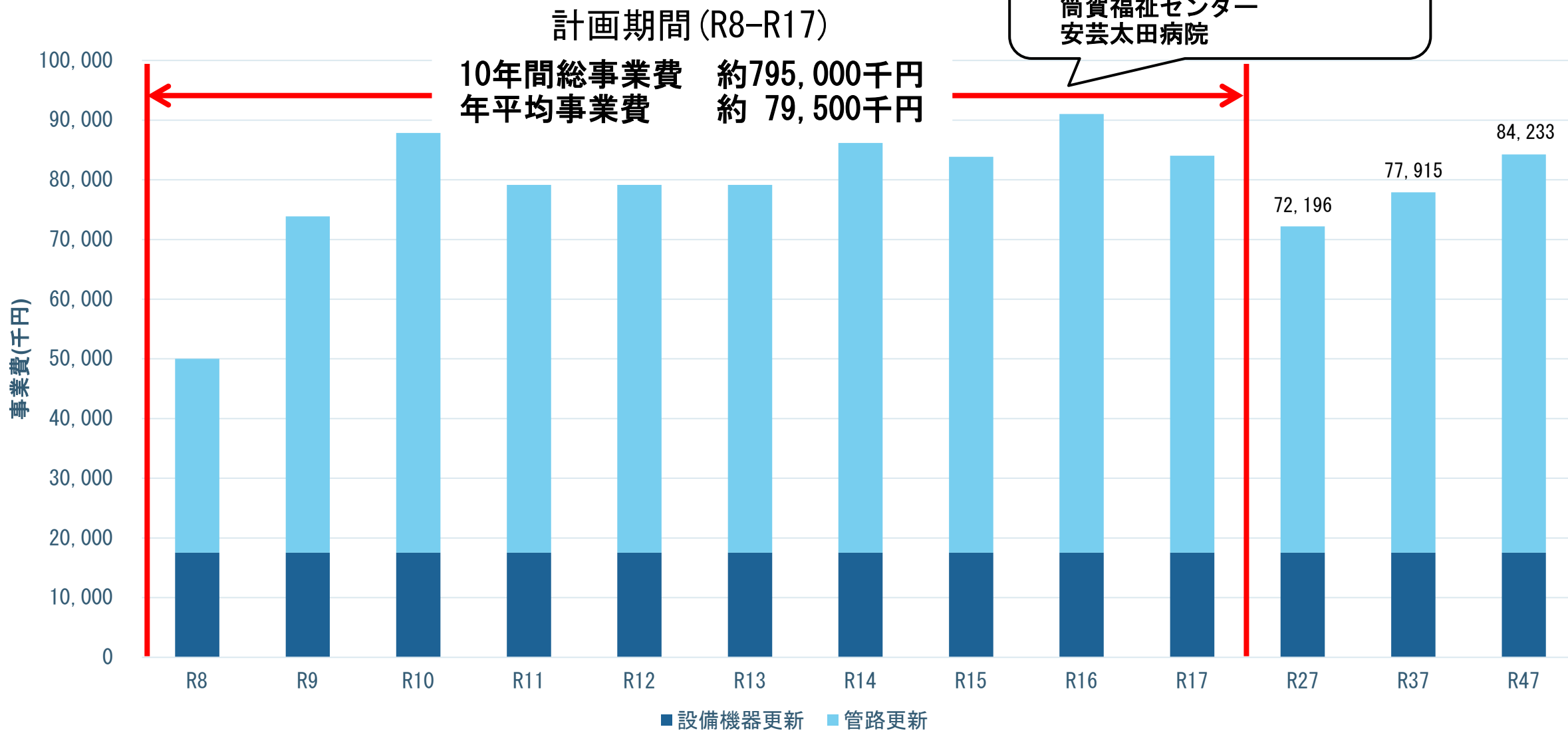
●設備機器

現時点で使用年数基準を超過する施設はないため、設備機器のみ使用年数基準を踏まえて更新

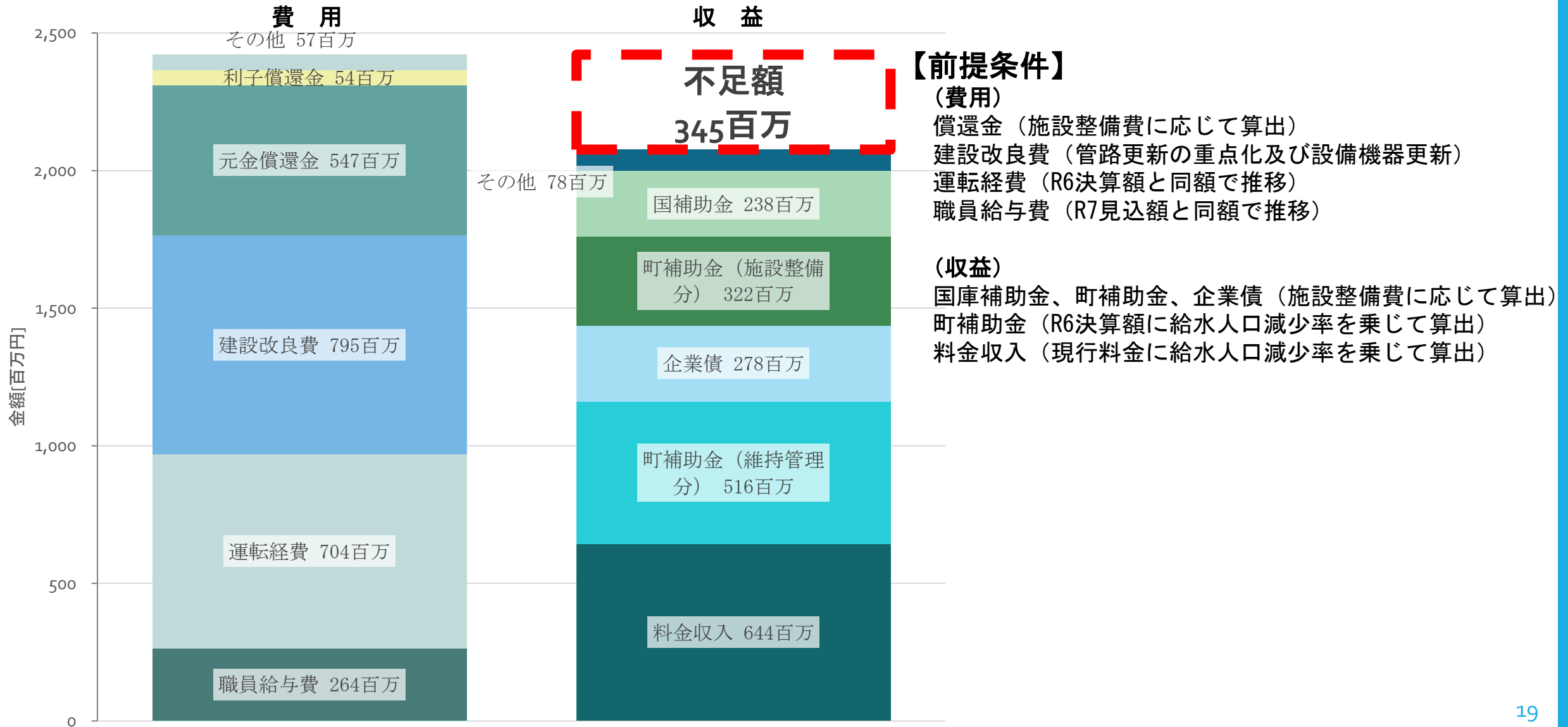
(3) 事業費

R8-R47 (40年間)	3,059百万円	のうち
R8-R17 (10年間)	795百万円	

(4) 今後の施設整備費用（見込み）



(5) 今後の不足額 (R8~R17年度の10年間で不足する累計額)



5. 次回の審議内容

● 論点

水道事業を支える適正な水道料金をどう考えるか

管路や施設等の建設改良について、重点化を図ったとしてもなお、現行の料金体系では、今後10年間で約3.4億円の不足が生じる。よって、これを補うための料金改定は避けて通れない状況にあるが、この場合、料金改定の水準や改定時期をどのように考えるべきか。

さらに、水道事業は原則として独立採算制で運営されることが基本だが、料金改定を行ったとしてもなお、今後の建設改良費の増大を料金収入だけで賄うのは困難な状況にあり、町からの補助金（補填）の継続を検討せざるを得ないと考える。ただし、これは受益者以外の町民にも負担を求めることになるため、その必要性や使途、金額をどのように考えるべきか。